

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会議会議録[会議概要]

令和3年1月教育委員会会議：定例会

期 日 令和3年1月20日(水) 開会 午後3時00分
閉会 午後5時10分

会 場 議会棟1階全員協議会室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 3名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	花島 英雄
	教育総務課長	曾山 澄雄	学 務 課 長	前原 美智雄
	指 導 課 長	山田 真史	教育センター所長	榎本 泰之
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	穴戸 信
	佐倉図書館長	徳屋 悦子	佐倉図書館	舎人 樹央
	教育総務課施設班長	新川 ゆか	教育総務課施設班	大野 裕貴
事 務 局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

12月18日開催の教頭会議、1月15日開催の校長会議について報告する。

校長会議では、主に2点話をした。重要なことがあったが、危機管理と学校経営について話をした。学校の危機管理は、子どもと先生方の生命を守ることである。そして、取組を通して、子ども、先生方、保護者、地域の信頼を築くことである。具体的な感染症対策を示しながら、子どもが理解し、保護者が安心して通える教育環境を整えることが大事、具体的に言うと教室前面に決まり事を掲示する、目で見て分かる環境をつくる、校内放送で注意を喚起する、耳で聞いて行動する、朝の健康観察を確実に実施する、速やかに報告する、消毒作業は必ず実施

する、感染を広げない、学校だよりで発信する、保護者、地域からの信頼を得る、子どもの行動を見逃さないで毅然と指導すること、大きな事故に発展しないために、こういったことを組織として機能させていくことが経営者の職務であるということ話をした。

2つ目は、予測困難な危機管理で重要なことを3点話した。1つ目は、疑わしいときは行動する。疑わしいときは報告する。2つ目は常に最悪を想定して行動すること。3点目、空振りには許されるが、見逃しは許されない。そういう視点で学校経営を進めていただきたいし、全職員と共通理解を図っていただきたいと話をした。併せて、3学期の学校行事がつつがなく進められるよう、基本的な考え方も校長会と共通理解を図った。具体的には、小学校の放課後の課外活動は実施しない。卒業式とか卒業生を送る会などについては、3密を防いで学年が合同で集まることなく、卒業式は特に当該学年と保護者、来賓を呼ばない形で進めていくということ、こういったことについて共通理解を図ったところである。併せて、2月まで土日、祝日の部活動は行わないということで、共通理解を図った。

2つ目、教頭会議については、同じく感染症関係であるが、感染症対策で留意することについて話をした。子どもと職員の体調変化にいち早く対応すること、朝の健康観察を確実に実施し、報告を速やかに行うこと、この繰り返しを漏れ落ちないように行うことが極めて大事な取組であること、決まったことを確実に行う組織であることが大事であると、また管理職と職員の間で感染症対応に関する考え方や受け止め方に開きが生じないように、状況を把握しながら提携していくよう伝えた。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育次長】

教職員の感染状況については、1月6日に井野小学校の教職員の感染が判明した。校内に濃厚接触者がいなかったことから、臨時休校とせず、通常どおり授業を実施した。

児童生徒の感染状況については、12月21日に西志津小学校で、1月7日に佐倉小学校で、9日に志津中学校で、12日に佐倉小学校及び佐倉東中学校で、17日に佐倉東中学校で、18日に佐倉中学校で、それぞれ児童生徒の感染が判明した。どの学校も校内に濃厚接触者がいなかったことから、臨時休校とはせず、通常どおり授業を実施した。また、1月14日に佐倉小学校の児童の感染が判明し、濃厚接触者の調査のため、15日の金曜日は臨時休校としたが、濃厚接触者はいなかったことから、18日月曜日から通常どおり学校を再開した。同じく16日に西志津小学校の児童の感染が判明し、濃厚接触者の調査のため、18日の月曜日は臨時休校としたが、同じく濃厚接触者はいなかったことから、19日火曜日から通常どおり学校を再開した。

③ 小中学校のいじめの状況について【指導課長】

12月末日までのいじめの認知件数は、小学校が317件、中学校が111件の合計428件である。多いものは、冷やかしかからかいなどの言葉によるものが約56%、軽くぶつかられたり、遊んだふりしてたたかれる、蹴られたりするが約20%となる。重大ないじめにつながる案件の報告はない。

④ 感染症について【指導課長】

感染症については、水痘、流行性耳下腺炎、溶連菌感染症が2名ずつ、流行性角結膜炎が1名発生した。感染症対策として、新しい生活様式に基づく学校生活の流れというのを配布したが、学校ホームページ上で更新した。

大きな変更点としては、裏側の2ページになるが、中段から下の体育的部活動・体育について追記している。高校の部活動でクラスターが発生した状況があり、その内容から着替えのとき、更衣のときの会話というのが1つ感染の原因になっているのではないかとされていること、休憩中、運動部活動はマスクを外してもいいとなっているが、その後の会話があるのではないかとということ、それから集合の隊形が密集になった中で話をしている、顧問が話をしている等があるのではないかとということで、その辺の注意喚起をするために改定している。各学校においては、これを基に各学校の実態に応じて内容を変更したものを各学校のホームページに記載するようになっている。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。印旛郡内の感染状況については、指導課長の話しのとおり、ほとんど感染症が出ていない状況である。一番多いのは感染性胃腸炎が多いが、先週第2週、1月11日から1月17日までの定点当たりの感染者数2.13である。その前の週の1週目、4日から10日までについては2.31なので、ほぼ変わっていない。インフルエンザは全くゼロで出ていない。それから先ほどの流行性角結膜炎とか水痘についても、1桁台なので、定点当たり0.0幾つになる。感染症としては問題ないと思う。

新型コロナウイルス感染症であるが、先ほど非常にきれいに新しい生活様式をまとめていたので、かなり感染を防げるはずである。これは徹底していただきたいと思う。発生状況については、今登録医療機関ということで、各医療機関でそれぞれ感染チェックができるが、先週1月11日から1月17日までの印旛郡全体の検査数が、登録医療機関ということで1,175件やっている。それで、陽性が101人出ているので陽性率8.6%、それから医師会独自でのPCR検査センターでは先週22件である。これは1週間に2回しか実施していないので22件だが、3人の陽性者の方が出ているので、これは陽性率が13.6%ある。両方トータルした陽性率は8.7%なので、東京などに比べると大分少ないが、確実に増えている。

1月15日から1月19日までの各印旛郡内の市町の中では、佐倉市が一番多く74件、その次に成田ということである。今白井市でクラスターが出ているので、この1週間ほどでかなり増えてくると思う。第3波の真ただ中で、これからまだ増えるはずなので、十分注意をしていただきたい。学校現場ではそれぞれ適切に対処しているので、広がりはないと思う。家庭や地域の中での感染、感染経路不明者が多く、保健所は大分大変な状況になっていて、感染経路を追えないというところもある。まずできることは家庭、学校内での感染対策ということが一番だと思う。

ワクチン接種については、今体制を構築しているのが、かなり面倒で、何が面倒かということ、ワクチンの管理と輸送体制、接種の場所、接種が誰が担って、ど

こまでやれるかという1日の人数も含めてかなり面倒なことが多い。国は2月の終わりまでには体制を整えて打てと言っているのだが、何とか打てないことはないのだが、どこまでやれるかということが今かなり難しい段階になる。これも優先順位をつけているので、まず医療従事者から始めるということで、それから基礎疾患のある方、高齢者ということになり、一般の方は結構遅れる。5月になってしまうかもしれないので、これを考えると、ワクチン自体がどこまで有効か、それから変異株が出ているので、ワクチンに対してどういう影響するかというのは、全く未知数である。まず予防、かからないということしかないなので、これを徹底していただきたい。なかなか大変な状況だが、よろしくお願ひしたいと思う。

【委員1名より】

いじめの関係について、今新型コロナウイルスの感染者が増えているが、この種の関連したいじめは把握しているか。また防止対策はどのような形か。

【指導課長】

コロナに関する大きないじめというのは起きてはいないが、小さいところを拾っているので、小学校等でコロナという言葉が出たり、コロナではないのかみたいな言葉が出たりした場合、いじめとして捉えて、早めに学校ごとに対応している。かなり敏感に行っているので、大きなものには至っていない。日頃の活動等を通して見守り活動するとともに、各学校では本当に工夫して道徳など使いながら、コロナに対するいじめはどういうものなのかということを行っている。また、先日、市長からのメッセージを全教室で流して、コロナいじめがないよう行っている。

【委員1名より】

コロナに関して、新しい生活様式に基づく学校生活の流れを、その都度改正し、学校生活での管理、指導を徹底していただき、安心している。保護者としては、家庭内感染も心配であるし、春の緊急事態宣言のときと違って学校の休校がない。習い事、塾などで休校措置が取られていないところもあり、着替えを伴う習い事や、夜間軽食などを伴うこともあると思う。子どもたちは学校で日々先生たちに指導を受け、これは危ない、感染するかもしれない、させてしまうかもしれないなどを考えながら、判断できるようになってきていると思う。学校生活でのことが実生活により結びついていけるよう、今後も指導をお願いしたい。

【指導課長】

学校で場面を見つけて怒るみたいな指導していくと、怒られるからやる、怒られるからやらないなど、マスクは怒られるからしている、怒られないと外してしまう、見ているとはめる、そのようにならないよう、各学校本当に注意しながら、子どもたちがどうしたら当事者意識を持って、自分で感染予防を考えるかということのを大事にしなが、丁寧に指導しているので、引き続きそのような指導をしていく。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定に

ついて

教育総務課長より上程議案の説明

内容：今回の改正については、市長部局において令和3年度から部の下に課を設置する二階層の組織に統一する予定であることから、教育委員会に対して同様の組織体制化の提案があり、事務局において検討の結果、市長部局と同様の組織体制に改正することが望ましいと判断したものである。

具体的には、教育部を設置する。教育次長の職を廃止し、部長を設置するとともに、臨時または特別な事務を処理するため、課の内部組織として室を設置することができるようにし、加えて文言整理も行うものである。

今後の予定については、本日の定例会にて議決後、令和3年4月1日から施行する予定である。本規則改正に伴う意見公募手続については、佐倉市行政手続条例第4条第3項第1号に該当することから実施せず、理由も公表しないこととする。

《議決事項についての質疑概要》

なし

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

佐倉図書館長より上程議案の説明

内容：今回の規則改正の背景は2点、1点目は、円滑な執行体制の確保と市民サービスの向上を目的とした令和3年度における組織編成等の見直しに伴い、総務部行政管理課の所管とされていた市史編さんに関する業務は、教育委員会佐倉図書館へ移管することとなった。これに伴い、市史編さんに関する業務等を図書館の所掌事務とするため、本規則の所要の整備が必要となった。

2点目は、行政による必要以上の情報収集の抑制及び様式上の記入項目の見直しによる市民の利便性向上の観点から、本規則の様式の改正をするものである。

対応方針については、1、図書館に学芸員を配置する。2、市史編さんに関する事務を図書館の所掌事務とする。3、利用申込書から性別覧を削除する。4、団体貸出申込書の電話記入項目を連絡先に改正する。

今後の予定については、本日の定例会にて議決後、様式の改正部分は公布の日から、その他の改正規定は令和3年4月1日から施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

今回学芸員が新たに表に書かれるようになったが、基本的に、学芸員という職種は、図書館にはもともと必要なかったのか。

【委員1名より】

図書館の管理運営規則によると、専門職員としては司書の配置があり、学芸員

の欄はなかった。

【委員 1 名より】

今回市史編さんに関する業務が入ったということで、学芸員が入ることになったと思うのだが、特に異論はないが、今までなかったのが不思議な感じがした。

【委員 1 名より】

今回対応方針の（3）と（4）の部分について、この性別の記載をなくすことや、連絡先の多様化というか、今後電話がない方も出てくる可能性を含め、今のこの時代の流れと利用者のニーズに合ったやり方を市で進めていけるといのはとても良いことで、非常に共感できる。

【教育長職務代理者】

先ほど委員から出たことに関して、学芸員というポジションで 18 条の 4 号に加える、この市史編さんに関すること、歴史資料の収集、保存、これは本当に可能なのか。昨今は学芸員の資格よりも、まだ公的な資格はないが、アーキビストを置くと、つまりもっと法律であるとか政治経済とか広い面のしっかりとした素養を身につけた方が資料を整理していく流れになってきている。学芸員というと博物館等の中に設置されていて、歴史資料的なものを分類し、対処していく、そういう形がどうしても浮かんでくるのだが、学芸員の資格の方で十分対応できるということであれば、それはそれでよいが、もう少し慎重に検討したほうが今後のためにもよいのではないか、もちろん学芸員の方が必要であることは認めるが、まずこの点についてお願いしたいと思う。

【社会教育課長】

委員の指摘については、一つ理解するところである。しかしながら、今回についてはあくまで市史編さんの業務をそのまま図書館へ引き継ぐというところなので、現在の市史編さん室についても学芸員対応していることから、現時点においては学芸員を図書館で受け入れて市史編さん室の業務を円滑に行っていくというような観点から理解を賜りたいと考えている。

【教育長職務代理者】

この市史編さん云々というのは、これまで行政管理課の所管であったが、市全体としての組織改正、そのために今回図書館のほうに移管されるということである。その両者の間で移管に関して何らかの質疑なり議論なりしたのか。

【社会教育課長】

社会教育課、図書館、行政管理課、それから市史編さん担当において議論を積み重ねてきたところである。

【教育長職務代理者】

その中で図書館のほうへ移管という決定的な理由というのはどんなものか。差し支えない範囲で教えてほしい。

【社会教育課長】

新佐倉図書館が令和 5 年 3 月にオープン予定で、そのときに市史編さんと佐倉図書館、同じ組織として一緒にやっていきたいというのは共通認識である。令和 5 年 3 月ということで、令和 4 年度からその準備を進めていくのが円滑だろうというような議論があった。その中で令和 4 年度から一緒になるのであれば、予算要求が令和 3 年なので、前倒しして令和 3 年度から一緒に準備をして、開館に向

けて同じ組織で話し合っていてやっていくのがいいだろうという議論の経緯があった。来年度から実施したいと考えている。

【教育長職務代理人】

この市政の記録に関することが入っている。市史編さんに関する事云々から市政に記録、この市政の記録というのは、まさに行政管理課の非常に重要な職務の一つではないのかと思う。日々出てくる公文書、これを処理するためには、やはりその中できちんと手続を理解されている行政管理課、ここにおいて初めて資料が、今の公文書は意味をなすわけで、それを図書館ですぐに対応できるのか、その辺が大変心配である。市史編さんというと、どうしても歴史が出て来るが、歴史はいつも今の積み重ねである。今の段階に必要な資料を日々集積し、分類し、管理し、残していく、そしてその中でまたそれぞれのところで必要な資料を遡っていくという、そういう作業が出てくると思うが、図書館で本当に対応できるのか。

【社会教育課長】

現時点において行政管理課に、文書法規係と、それから市史編さん室があり、文書法規で保存年限が届くまでの文書については文書管理規程に基づいて丁寧に保存をして、その上で廃棄となる公文書については廃棄をするのだが、その中で現時点においても市史編さん室がこれは市政の記録として有用な資料であると判断したものについては組み替えて保存するような形で、しかも市史編さん室において保存するような形で事務を執っていることから、その事務をそのまま受け継ぐ形になるので、市政の記録については市史編さん、佐倉図書館が行って、公文書の適正な管理ということについては今後も引き続いて行政管理課で行う予定である。

【教育長職務代理人】

そういう体制であれば、いたし方ないと思うが、やはり適正な学芸員ないしアーキビストをきちんと配置していただかないといけないと思う。その辺、今後ぜひ検討していただきたいと思う。

【委員1名より】

本来は公文書が廃棄されるのを適切に判断するのがアーキビストの仕事である。今の議論では、ここまでしか煮詰まらないとは思っているのだが、将来的にはやはり公文書の破棄と、それから市史編さん室での保存ということなので、本来だと、公文書も例えば国の場合だったら国立国会図書館へ入れるということが大事なのだが、途中で安易に破棄してしまうということがあるので、その辺の問題も含めて委員のほうから話があったが、その辺の検討もこれから課題ではないかと思うので、ぜひひとつ十分に、これは途中経過で、このまま学芸員で終わらせるのではなくて、その先のことも見据えて考えていただければと思う。

≪議決結果≫

可決

議案第3号 佐倉市史編さん委員会条例について

佐倉図書館長より上程議案の説明

内容：本条例の廃止及び新規制定の背景については、令和3年度における組織編

成等の見直しに伴い、現在総務部行政管理課の所管とされている市史編さんに関する業務を教育委員会佐倉図書館へ移管することとなったことによるものである。併せて、市史編さん委員報酬を規定している特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について所要の整理を行うものである。

具体的な変更点については、3番の対応方針、1、現行の市史編さん委員会条例を廃止し、条文を見直し、新たに市史編さん委員会条例を制定する。ア、市史編さん委員の職務に必要な調査及び審議を行うことを明記する。イ、委員の定員を8人以内とし、委嘱権者を市長から教育委員会とする。委員の数の変更については、今までの条例では15人以内としていたが、平成12年以降を振り返り、近年行われた佐倉市史刊行に伴う編さん作業を実施していた時期においても8人を超えることはなかったので、今回委員数を実情に合わせて8人以内が適正と判断し、変更するものである。ウ、委員を歴史に関して学識経験を有する者のみとする。エ、委員長及び副委員長を委員の互選とし、会議成立のための定足数を定める。オ、委員会の庶務は、教育委員会の定める機関が行うものとする。

このほか、対応方針の(2)、市史編さん委員会委員長の報酬を規定する。また、(3)、令和3年4月1日から施行する佐倉市史編さん委員会条例は、旧条例の廃止に関する規程及び委嘱権者の変更に伴って必要となる委員の任期に関する特例を設ける。

今回、市史編さんに関する業務を佐倉図書館に移管することで、組織編成の見直しに即した組織及び体制の整備が図られるとともに、委員の全てを学識経験者とし、委員長を委員の互選とすることにより市史編さん委員会の専門性及び自立性の向上が期待される。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

1ページ、第1条、地方自治法の第138条の4第3項は、何が書いてあるのか。

【佐倉図書館長】

地方自治法の第138条の4については、委員会委員及び附属機関の設置の項目で、普通地方公共団体は、調査のための機関を置くことができるということが規定している。

【委員1名より】

調査というのは、市の行政のための全ての調査ということか、それとも今回は市史編さん条例の検討なので、それに対する調査ということ、その辺はもっと広くとるのか。

【佐倉図書館長】

138条の4については、広いことで書いており、執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会、その他調査、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるという条文になるのだが、今回第1条に持ってきましたところにおいては、市史編さん委員会というものを置きたいというところで持ってきている。

【委員1名より】

今回の設置のところ、5ページの説明の対応方針の1番のウ、先ほど議案第

2号でも話になったが、市史編さんに関して学芸員を置くのは市政の記録に関するということがあるので、ここで委員を歴史に関して学識経験を有する者のみということにしてあると、先ほどの話とちょっと問題が起こってくるのではないかと、委員に関してはもうこういう市政に関する記録についての議論はしないということか。

【佐倉図書館長】

今回のこちらの条文に載っている市史編さん委員会については市史の編さん、あるいはそういったもの、市史についての刊行物等の方針を定める機関でもあるので、歴史に詳しい、あるいは佐倉の郷土に詳しい専門家の方を委員としている。

【委員1名より】

議案第2号の18条の4で検討した17の市政に関する記録のことと、この議案第3号の佐倉市史編さん委員会条例の委員の学識経験を有する者のうちからというのは、別に考えたらいいということか。

【佐倉図書館長】

別なものと考えていただければと思う。

【委員1名より】

そうすると委員会が歴史に関してのみの諮問をするということで、あまり市政に関して諮問は行われたいというふうに考えていいのか。

【佐倉図書館長】

現状ではそのように考えている。

【委員1名より】

これは将来的に検討したほうがいいのではないかと思います。

【佐倉図書館長】

そういった側面からも、検討できるようにしていきたいと思う。

【委員1名より】

議案2の第18条の4項に条項が4つ挙げてあるので、今後これを考えていく上で一つ大事な要素かと思う。

【教育長職務代理者】

この歴史に関してという、その歴史というのをどんな分野として想定されているのか。当然純然たる歴史専門もいるし、政治史、経済史、あらゆる分野が入ってこない、先ほどの委員が市政全般にといいことは網羅できないわけである。そうすると、この歴史に関して学識経験を有する者、このときに本当に歴史というふうに限定しまっているのかどうか、当然法律も入るし、現代であれば法律に従って様々なこういう市役所の仕事は動いていくわけであるから、それを抜きにしてというふうに考えてしまいがちである、ただ歴史に関して学識経験があるということになると。その辺は注意しておかないといけないのではないかと思います。歴史に関してという限定が本当に必要なのかどうか、いかがか。

【社会教育課長】

現時点では、市史編さん室においてこのような条例の形で運用を行っており、佐倉市史を編さん及び刊行するためという目的で市史編さん委員会を設けていることから、将来的な課題はあるにしても、まずは歴史という範囲の中で受け止

めて市史編さん委員会を図書館において運用していきたいと考えている。

【教育長職務代理者】

大変微妙なところだと思うが、古い時代、10年前、20年前、よく言われるのは、10年前はまだ歴史ではないと言う。つまり新し過ぎて今変われば、当然その10年前の解釈が変わる。20年、30年ほどたつと、それぞれ落ち着いてきて、それで評価できるとよく言われる。当然そういったことも加味して処理していかないと、いつも50年前、100年前でないと処理できないということになってしまうので、具体的なこの委員会で検討されることだとは思いますが、ぜひこの歴史に関してというところ、狭い意味の歴史ではなくて、もっと様々な分野を含んだところで、総合的に検討するという姿勢をぜひ持っていただければと思う。

【委員1名より】

条例第7条、委員会の会議ということで、これは定期で開催するのか不定期で開催するのか。定期であれば年何回、不定期であれば、どういうときに開催するのか。

【佐倉図書館長】

現状においては、年1回程度、予算的にも一、二回程度の予算で考えている。委員の招集するタイミングというのは、市史の刊行に対してどういったものを刊行したらいいかなどの方針を諮りたいときに招集していた。

【委員1名より】

佐倉市史って年1回刊行か。

【社会教育課長】

いわゆる考古や中世、近現代など分厚い資料があるのだが、それは年1回というのは厳しい状況にあり、会議については年1回定期に行っているが、現時点において佐倉市史という本については、一定程度完成しているというところである。

【委員1名より】

定期の開催は年1回、それで必要に応じてほかでやるという解釈でいいのか。

【社会教育課長】

はい。

【委員1名より】

不定期の開催は佐倉図書館長が話したようなタイミングでやるということ。不定期の開催は、通年に1回ぐらいというふうに考えるのか。

【社会教育課長】

基本的には、市史を刊行するときに月に1回程度集まったり二、三か月に1回程度集まり、調査をするというのが不定期で、さらに言うと条例の第8条にもあるが、専門部会というのもあり、より詳しくというような形が不定期開催の主なものである。

【委員1名より】

時期に応じてというか問題が起こったときにに応じてということ。下世話な話題かもしれないが、委員の報酬について、会議を開いたら報酬が出る、開かなくても出る、どちらか。

【佐倉図書館長】

会議を開き、審議したときに1回として出す。

【委員1名より】

予算が年に一、二回の開催予定ということなので、専門部会などが頻回に行われると予算オーバーになるが、大丈夫なのか。

【佐倉図書館長】

専門部会が必要な場合、予算を要求して、措置したいと思うが、現在はそういった刊行が予定されていないので、市史編さん委員会の委員報酬のみの予算措置となっている。

【教育長職務代理者】

2ページ、任期の特例、4、令和3年4月1日以後云々から、その2行目、佐倉市史編さん委員会条例第6条第1項の規定にかかわらずとあるが、第6条というと、委員会に委員長及び副委員長各1名を置き云々という規定である、これは間違いではないか。

【社会教育課長】

附則の第4については、新しい条例の第6条と記載があるが、これは5条なので、訂正の上、改めて議案として提案させていただければと思う。失礼いたしました。

【教育長職務代理者】

附則の4、2行目、佐倉市史編さん委員会条例第6条第1項とあるものを、第5条第1項の規定にかかわらずということに修正する。

【教育長職務代理者】

この新条例の5条1項の規定、これによって任命された、つまり1行目の令和3年4月1日以後、最初に任命された委員の任期は、これは全ての方が令和6年5月31日まで、つまり4年たたないで全委員任期満了という解釈でよろしいか。

【社会教育課長】

結果としてそのような解釈になってしまうのだが、実際のところ、古いほうの条例というか今の条例において、令和2年6月1日から4年間ということで、令和6年5月31日まで現在の委員を委嘱しているのです、その方がそのまま継続されて、トータル4年間務めていただくと、そのような解釈の上に立った条文である。

【教育長職務代理者】

そのことがこの附則の3のところできちっと明記されている。そうすると、やはり4の3年4月1日以後に新任された委員の方、その方においては令和6年5月31日までの任期、つまり4年の任期ではないという、そういう解釈か。

【社会教育課長】

そうである。

【委員1名より】

専門部会の話について、費用弁償に関する条例を見ると、専門部会会員の日額が決まっている。そうすると、条例の第8条で専門部会を置くことができるということで、初めこれを見ると委員が専門部会の委員になるものと思っていたが、これで特に報酬がまた別に出るということは、委員が専門部会に入って、その専門部会の会員というか、その会議を進めていったときは、委員の報酬と別の項目で専門部会の日額が出るのか。重複しているかどうか、その委員と専門部会の委

員が同一の人か、それとも新たに専門部会の委員を選ぶのかどうか。選ぶとしたらどういう選び方をして、何人選ぶのか。

【社会教育課長】

市史編さん委員会として、委員会の会議を開催したときについては、それは委員長と委員という形になる。これは皆さん共通認識だと思うのだが、専門部会として委員が参加したときには、あくまで専門部会の委員という形で、市史編さん委員会と専門部会とは異なっているので、イコールなのだが異なっているので、あくまで専門部会の委員として日額報酬を支払うという形である。

【委員1名より】

委員の8人が各専門部会に分かれて会議するということか。

【社会教育課長】

それぞれの得意分野があり、その得意分野において時代ごとに専門的な会議を開くというのが専門部会のイメージなので、そのときに報酬を支払う形である。

【委員1名より】

日額の報酬の項目が専門部会員になっている。そうすると、別の人が入るのではないかというような誤解を招かないか。

【社会教育課長】

別の人が入るということも想定される。

【委員1名より】

別の人が入るときの規定はどうか、何人入れるなどあるのか。誰が決めるか。委員会が決めるというのは書いてあるが、では何人入れてということ、その辺の詳細は全て委員会が決めるのか。

【社会教育課長】

例えば中世、例えば近世、それに応じて佐倉市史を刊行するに当たってボリュームも変わるので、専門部会員の人数等々については都度都度決めていく、そのような形である。

【委員1名より】

もうそれは委員会の裁量で、教育委員会議に諮らないということか。

【社会教育課長】

現時点で諮る予定はない。

【委員1名より】

大体の目安を決める必要があるのではないか、専門部会、こういうもので置く、何人ぐらい置く、全く何も決まっていないのか。

【社会教育課長】

市史編さん委員会については市史の刊行というのが大きな目的でとなっており、現時点において市史の刊行については一段落ついているところというのが現状である。専門部会員についても想定はされるのだが、現時点において緊急に予定はないので、緩やかな裁量の範囲において決めていきたいと考えている。

【委員1名より】

緊急にあるか分からないのが、要するに何も曖昧なままいくという、そういうことで、了解した。

【教育長職務代理者】

9条の庶務について、先ほど議案2号で図書館が分掌としてこの仕事を引き受けるということを行っているわけである。にもかかわらず、この9条は教育委員会が定める機関において処理すると、図書館の分掌で定まっているのだから、この庶務は図書館が担当するというふうに理解するのが自然だと思うのだが、わざわざここで改めて教育委員会が定める機関にという文言が出てくるのはなぜか。

【佐倉図書館長】

教育委員会の定める機関というのは、委員が言われるとおり、佐倉図書館をこの場所では指している。一応こちらが条例上になるので、ある程度教育委員会の定める機関という代名詞というか、具体的な佐倉図書館と書くよりは教育委員会が定める機関と示しておいたほうが流動的に引用できる場合、佐倉図書館という名前が変わることもあるかもしれないので、こういったふうには書いている。

【教育長職務代理人】

教育委員会が定めるというよりもはっきりと図書館の規則というか、これをはっきりと打ち出していたほうが分かりやすいのではないかと思うが。

【社会教育課長】

条例上のテクニックにおいて、今市役所全体がこのような形で、例えば社会教育課というよりは社会教育担当課というふうに濁すような傾向もあるので、こちらについては委員の言われるとおり、あくまで佐倉図書館のことを指しているが、表現としてはこのような形で理解賜りたいと考えている。

【教育長職務代理人】

条例と規則の違いということで理解した。

【教育長】

委員が曖昧なというようなことで、今後進めておられるのかというような質問があったかと思うが、そういうことがないように、現在市史編さんの実務を兼ねている方々の状況をしっかり把握しまして、専門部会についても実効性のあるものにするよう努めていきたいというふうに思う。

≪議決結果≫

可決

議案第4号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について

佐倉図書館長より上程議案の説明

内容：資料1ページは候補者の一覧、2ページ目は候補者の略歴である。佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条には、委嘱の基準及び定数を規定しており、委員は市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。定数は10人以内となっており、委員の構成については佐倉市立図書館の管理運営に関する規則第19条に基づき、学校教育及び社会教育の関係者3名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者2名、市民3名となっている。これらの規定を踏まえて、今回候補者10名を選出した。市民公募者3名、再任6名、新任4名、合計10名である。

1番と2番の方は小学校、中学校の学校教育関係者、3番の方は社会教育関係者、4番と5番の方は家庭教育の活動に資する活動を行っている団体からの推薦者である。佐倉地域文庫連絡会は、地域の集会所等で子どもの本の貸出しやおはなし会を行っている文庫の連絡会となっており、情報交換や勉強会、おはなし会等を実施している団体である。また、おはなしきゃらばんについては、人形劇や大型紙芝居などを通じて本への興味を持ってもらう活動をしている団体である。6番と7番の方は学校教育の経験が豊富な方、短期大学の講師で大学図書館を担当されている方などの学識経験者である。8番から10番までの3名が公募の方である。今回3名の公募をしたところ、7名の応募があり、選考委員会にて申込書及び小論文「公共図書館の課題として思うこと」、800字程度により審査した結果、この3名を候補者とした。

委嘱期間については、令和3年2月1日から令和5年1月31日までの2年間である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

公募の方7名のうち3人に絞られているが、応募の動機など大体の選考基準の傾向はどのようになっているか。

【佐倉図書館長】

申込書の動機や小論文の中で参加への意欲、文章、論理の一貫性や分かりやすさ、例えば今の図書館の現状や課題の理解をされているか、またその課題解決に向けた実現の可能性、あるいは図書館に関する知識、見識の豊かさなどの項目を基準として、配点を行い選考した結果である。

【委員1名より】

難しい審査だとは思う。3名の選考で年齢の偏りなどないとは思いますが、9番の方の年齢が分からない。バランスはいいのか。

【佐倉図書館長】

公募の方については、40代の方が2名と60代の方が1名となっている。

【委員1名より】

今回の候補者のことではないのだが、5ページの条例第8条の5項。委員がのところについて、特別な事情が生じた、あるいはその任期中であっても解任することができるという条文があるが、特別な事情はどんなことか、解任するときの審査の機関はどこか、教育委員会にはかからないのか。

【佐倉図書館長】

今まで解任はなかったが、解任になるような場合、委嘱という段階では委員さんについて教育委員会会議にかけているので、そういった報告はするべきかと考えている。

【委員1名より】

基準というか、その事情、どんなことを想定されているかということと、それから教育委員会には報告だけで別に審査はしないのか、その決定の機関はどこかの質問である。

【佐倉図書館長】

例えば今まで家庭教育の向上に資する活動を行う方が、活動を行わなくなったりした場合など、そういった場合は今までもあり、辞任というか自ら辞められた方はいて、その残任期について欠員の補充という形で皆様に新しい方を教育委員会会議において諮っていただいたことがあった。基準については、遠くに引っ越したなど場合に解任という形というより、委員として辞退はされるかと思う。

【委員1名より】

基準を満たさなくなっただけの場合はわかるが、特別の事情として1つ挙げられたが、解任という言葉なのできつい事情だろうと思う。例えば懲役刑を受ける、罰金刑を受ける、あるいは社会通念上の不都合があった、不法行為があったなど、そういうことを想定しているのかと考えたわけである。教育委員会には報告だけで、どこでその解任を決めるのかというのを質問した。

【社会教育課長】

例えば飲酒運転をしたなどもケースも特別な事情が生じた場合に含まれると想定している。また、例えば県外に引っ越すというような形で善意でもって事前に届けていただければよいのだが、何も言われることなく引っ越した場合などについても、解任という事態はあり得るのかと捉えている。解任については、教育委員会で委嘱をしているので、解任についても、教育委員会のこの会議の場に置いて行っていただくと、このように捉えている。

【委員1名より】

解任のときは教育委員会議に諮るということで了解した。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）佐倉市教育施設長寿命化計画（素案）について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：素案1ページ、本計画については国の長寿命化基本計画を踏まえ、平成29年3月に策定した佐倉市公共施設等総合管理計画において、個別計画ごとの計画を策定することが位置づけられ、国からも令和2年度までに策定するよう通知されていることから、佐倉市教育委員会所管施設について計画を策定するものである。今後は、国の交付金等の事業採択の際に、本計画の策定は考慮されることとなる。

2の目的については、教育施設の安全性を最優先に、機能性を確保することで有効な教育環境を維持形成していくもので、計画的な更新、改修等を進めていく上で必要となる財政支出の縮減や平準化に向けた取組方針を定めようとするものである。

続いて、素案の2ページ、本計画の位置づけでは、佐倉市総合計画や第3次佐倉教育ビジョンを上位計画として、市の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の一つとして位置づける。計画期間については、市の総合管理計画の終期と整合させ、令和3年度から令和37年度までの35年間とし、おおむね5年ごと

に見直しを行うものとする。

素案3ページ、対象施設については、学校施設は小中学校34校と幼稚園3園の計37施設、社会教育施設等は公民館、図書館、市民音楽ホール、美術館、集会所の計11施設、これらの合計48施設とする。

続いて、4ページ、第2章、教育施設の目指すべき姿である。教育ビジョンに掲げる施策を推進していく上で、教育施設が果たす役割は重要であることを踏まえ、目指すべき姿としてそちらに記載した3つを設定した。

続いて、6ページ、第3章、教育施設の実態などである。ここからは14ページまでが学校施設である。15ページから20ページまでが社会教育施設等について、それぞれ施設の現状を記載している。

14ページ、(7)、学校施設の今後の維持・更新コスト(従来型)について、直近の過去5年間に要した施設関連経費は、年平均17.7億円で、これまで同様、築50年程度で学校施設を建て替えるものとした場合、今後35年間の年平均コストは約41.7億円に膨らみ、約2.4倍の経費が必要と試算される。

続いて、20ページ、(6)、社会教育施設等の今後の維持・更新コスト(従来型)について、文化施設を含む社会教育施設等では、直近の過去5年間に要した施設関連経費は年平均で4.5億円で、従来どおりの手法の場合、今後年平均で約5.7億円の経費が見込まれ、現在の約1.3倍になるものと試算される。

これらが示すとおり、現在の財政状況を勘案すると、従来の手法による施設整備は極めて難しいものと判断でき、今後施設の長寿命化を図りながら、トータルコストを削減していくことが求められる。

続いて、資料21ページ2から30ページにかけては、施設ごとの老朽化の現状について把握や評価を行い、31ページから33ページにかけては、その結果を一覧で示している。

資料34ページ、35ページについては、市の財政状況を記載し、36ページから40ページでは、計画策定に当たり学校現場の関わる方々の意見を把握することも重要と考え実施した教職員へのアンケート結果を記載している。

続いて、資料41ページ、第4章、教育施設整備の基本的な方針等である。上位計画である市の公共施設等総合管理計画と同様に、公共建築物全体に関する基本方針として、3つの基本方針を掲げ、42ページでは同様に施設類型ごとの基本方針、計画推進における目標を掲げている。

続いて、43ページ、3の(2)、目標使用年数、改修周期について、市全体の方針を踏まえ、建物の目標使用年数を75年とし、築20年及び築60年で大規模改修を行うとともに、その中間の築40年で内部改修などの長寿命化のための改修を実施するものとする。長寿命化が適さない建物であっても、使用年数65年程度を目指すものとする。

続いて、資料44ページ、第5章、基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等では、学校施設における今後の整備水準を設定し、学校ごとに格差が生じないようにしている。社会教育施設等においては、各施設の性質等が異なることから、一定の設備の水準は定めないものとした。

続いて、資料48ページ、第6章、長寿命化の実施計画について、ここでは施設の長寿命化改修を実施した場合の将来コストを試算し、結果を記載している。

続いて、資料 49 ページ、(1) 学校施設の今後の維持・更新コスト（長寿命化型）においては、長寿命化のための改修も併せて実施した場合、経費も抑制できるが、それでも現在の 1.8 倍の経費が必要となる。

一方で、資料 50 ページ、(2)、社会教育施設等の今後の維持・更新コスト（長寿命化型）、過去の経費と同程度まで縮減が可能となる。このように学校施設においては、さらなる経費の抑制が求められることから、51 ページから 53 ページになるが、3つのパターンを検討パターンとして示している。

資料 51 ページ、(3) では、パターン 1 として改修内容を減らした場合、52 ページ、(4) では、パターン 2 として改築を行う際の床面積を一律 20%削減した場合、53 ページ、(5) では、パターン 3 としてパターン 1 とパターン 2 を併せて実施した場合を試算したが、最も経費抑制が図れるパターン 3 においても現在の約 1.5 倍の経費を要する結果となっている。

以上、学校施設については計画的な施設保全を実施していくには、長寿命化だけでは厳しい、難しい状況にあるということが判明した。これを受け、54 ページにおいては今後の取組の方向性として、児童生徒数の動向を踏まえた施設規模の最適化、維持・更新コストの低減、民間活力の導入などによる調達コストの縮減や平準化、資産の有効活用など、今後さらなる検討が必要であると結論づけた。

資料 55 ページ、今後 5 年間の施設整備に係る実施計画を記載している。過去 5 年間に要した施設整備費及びその他整備費の年平均経費約 16 億円を平準化し、事業内容を設定していくものとする。具体的には、今後 5 年間は佐倉図書館の改築事業及び学校トイレの改良事業を最優先事業に位置づけた計画としている。なお、計画素案の後ろに A 3 サイズで概要版を添付している。

今後のスケジュールについては、本日の素案協議を経て 2 月に市の政策調整会議に付議し、その後意見公募手続を実施した後、3 月の定例教育委員会会議において議案として提出し、議決をもって策定したいと考えている。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和 3 年 2 月定例会 2 月 17 日（水）午後 2 時 00 分より
社会福祉センター 3 階中会議室